

## 未受領の端数相当対価および剰余金配当の供託に関する Q&A

(供託通知書および供託金お支払い手続きなどについて)

今回の供託および供託金の支払い手続きに関して、想定されるご質問とそこへのご回答という形式で、下記にご案内させていただきます。何卒ご参照のほどお願い申し上げます。

### Q1) 「供託」とは何か？

A1)換金が行われない、住所が不明であるなどの理由で、支払いが完了しない債務について、法務局等の供託所に金銭等を寄託することで、支払いを行う手続きです。

このたび当社では、2007年4月の株式併合に伴う端数相当対価と2009年6月30日から2011年5月20日を効力発生日とする5回分の配当に関し、供託を行いました。

供託後に、債権者である株主様が、当社の配当金および端数相当対価をお受け取りいただくには、法務局等の供託所に対して供託金の払渡し請求を行っていただくことが必要となります。

なお、供託後はLDHにご連絡いただいても、お支払いすることはできません。これは、元の債務者(LDH)は供託により、この債務を弁済したのと同様になるためです。

### Q2) 供託の具体的な手続きとは？

A2)未受領の配当金などがある株主様に債権(未受領配当・未受領端数相当対価)が供託されたことを通知する供託通知書と、そのお手続きに関する書類一式を送付いたしました。

送付のお手続きの案内およびお手続きに必要な書類をご確認の上、供託通知書において指定されている供託所にてお手続きをお願いします。

基本的なお手続きの流れは、供託金払渡し請求書に必要事項を記載し、実印を捺印いただいた上、供託金払渡し請求書と印鑑登録証明書を同封の上、供託所に郵送または供託所窓口での払渡手続きを行うというものです。お支払い方法は、郵送による場合は預金口座への入金となり、供託所窓口での払渡しの場合は、日本銀行小切手でのお支払いまたは預金口座への入金となります。

詳細については各供託所にご確認をお願いします。郵送先住所およびお問い合わせの電話番号は、送付書類の中の供託所一覧表をご参照ください。

#### <送付書類>

- ・供託通知書
- ・供託金の支払いを受ける手続について
- ・供託所一覧表
- ・供託金払渡し請求書
- ・供託金払渡し請求書記載例
- ・同封書類チェックリスト

**Q3) 供託所窓口における手続きでは、現金の受け取りは可能か？**

A3) 各供託所窓口で払渡手続きを行っていただき、交付された日本銀行小切手を、各供託所が指定する日本銀行本店または支店で現金化していただくことが可能です(同店は午後 3 時に閉店ですので、ご注意ください)。

**Q4) 供託所への払渡し請求を行ってから、入金まではどのくらいかかるのか？**

A4) 供託金払渡請求書が供託所に到着後、審査を行い、特に問題がなく払渡しができる場合は、郵送のお手続きでおよそ 10 日前後、また、各供託所窓口へ直接行かれた場合、当日中に日本銀行小切手のお渡しが可能です。

**Q5) 供託所の窓口で手続きがしたい。どこに行けばいいのか？**

A5) 供託通知書の「供託所」欄に記載されている供託所の窓口でお願いします。

お手続きいただく供託所は、株主様の株主名簿にご登録されている住所を管轄する供託所となっております。

具体的には、送付書類の供託所一覧表をご覧ください。

**Q6) 手続きに関する費用を支払って欲しい。**

A6) 大変申し訳ございませんが、お手続きに必要な各証明書関係の取得費用と郵送または交通費などの経費は株主様においてご負担をお願いいたします。

**Q7) 手続きの期日はいつまで？**

A7) 配当金には定款の規定により有効期間が定められており、各配当の効力発生日から 3 年間となります(例: 第 1 回目 2009 年 6 月 30 日を効力発生日とする配当の場合、2012 年 6 月 30 日まで)。

また、端数相当対価の有効期間は 10 年間です。

**Q8) 銀行振込はゆうちょ銀行でも大丈夫か？**

A8) ゆうちょ銀行へのお振込は可能です。口座指定は都市銀行、信用金庫などの銀行口座であれば振込み可能ですが、ネット銀行等は不可となります。

**Q9)本人が病気、長期不在などのため、手続きができない。代理人が代行処理を行う(受取る)ことは可能か？**

A9)委任状を添付いただければ代理人の方でもお手続きしていただけます。海外居住の株主様で印鑑証明が取れない場合も、サイン証明でのお手続きが可能です。

詳細については、各供託所にご確認をお願いします。郵送先住所およびお問い合わせの電話番号は、送付書類の中の供託所一覧表をご参照ください。

**Q10)名義人である本人が既に亡くなっている。相続人が受け取ることは可能か？**

A10)相続を証明する書類を添付いただくことで相続人の方もお受取りいただくことが可能です。

詳細については、各供託所にお問い合わせください。郵送先住所およびお問い合わせの電話番号は、送付書類の中の供託所一覧表をご参照ください。

**Q11)直近の配当である第16期期末剰余金配当(効力発生日2011年5月20日)も受けとっていないが、今回の書類で指定されていたのはその前の分までだった。第16期期末剰余金配当はどうなっているのか？**

A11)第16期期末剰余金配当については、配当金領収証の払渡期間が6月20日までであったため、事務処理を含め未払いが確定できる期間が必要となり、その一部について、供託準備にお時間を頂戴しております。これらについての供託は8月中旬に行いましたので、準備が整い次第、今回と同じく、未受領の株主様に債権(未受領配当)が供託されたことを通知する供託通知書を9月中旬に送付する予定です。

**Q12)3件分の書類が届いた。同封の「供託金払渡請求書」に複数記入の欄があるので、1枚にまとめて記入しても大丈夫か？また、その場合、添付書類は1セットで良いか？**

A12)1枚の「供託金払渡請求書」にまとめてご記入いただけます。1枚に4件の記載欄がございますが、5件以上の場合も、継続用紙(様式自由、供託番号と供託金額を記載ください)を添付いただければお手続き可能です。

また、まとめて複数の案件をご請求の場合、本人証明などの書類は1セットの添付で構いません。

**Q13)何故供託したのか？**

A13)未払いの債務の当社管理コストを削減するためです。何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。

以上